

研究の窓

障害者雇用への期待

——障害者のノーマライゼーション——

平田 富太郎

社会的ハンディキャップをもつ障害者の自立と誇りと生きがいのために雇用の機会が開かれ、保障されていることは、活力ある明るい福祉社会を形成するための重要な条件であると考えられる。

昨年の国際障害者年の目的のうちにも「雇用機会の創出」があげられていたが、障害者の雇用促進をはかるのは、たんに障害者の形式的な就職や職場復帰や経済的自立を目的とするからではなく、仕事を通して障害者の人間としての主体性、尊厳、自由といった本来の生き方を重視するからであり、またこのことが福祉社会の活力と明るさをもたらすものと考えられるからである。

こんにちでは心身のなんらかの「機能障害」は必ずしも「能力障害」を生ずるものではなく、また「能力障害」が常に「社会的不利」と結びつくものとも思われない。たとえ「機能障害」があっても、リハビリテーション医療・技術の向上によって「能力障害」は軽減され得るし、職場や住宅などの社会的環境が適切に整備されると、「能力障害」者でも健常者と同じような社会生活を営むことが可能となってきている。このようなリハビリテーション医学・技術の進歩によって、現在では社会的不利の原因となっている「機能障害」や「能力障害」に対して予防、軽減することが可能となってきているから、これを最大限に利用して障害者の雇用促進に役立てるべきである。

昭和56年6月のわが国の15歳以上65歳未満の身障者は約117万人といわれているが、わが国の現行身体障害者雇用促進制度の採っている身障者の「割当雇用率」=官公庁非現業1.9%、現業1.8%、民間1.5%は英仏の3%、西独の6%に比べて低きに失する。にもかかわらず、最近の雇用率未達成企業の割合はなお約48%にもなっている。今後は障害者登録制を整備し、障害者の需給情報が円滑に交流され、障害者雇用が進捗し易いような体制づくりをすることが必要である。とくに最近の雇用促進の重点が重度者に向けられてきている関係上、重度障害者に見合った仕事の開発が重要となってきている。

自由市場経済秩序の中では重度障害者の雇用は一般雇用問題として経済的にと

りあげ、処置することはなかなか困難な諸事情があつて、これまでスウェーデンやイギリス、オランダなどでみられるように、障害者の新しい雇用形態としてのいわゆる「保護雇用」(福祉雇用)が登場するにいたっている。わが国においても公民出資による「第三セクター方式」(例えば岡山県と松下電器系列企業との共同による「吉備松下」)などが見受けられるが、今後さらにこれらの問題は「身体障害者雇用審議会」や身体障害者雇用促進協会などで充分検討せらるべき課題であろう。

今日では障害者の雇用促進のためには、障害者をとりまく雇用環境の整備を推進せしめることが大切である。現在では直ちに雇用に就くことが困難な障害者についても、障害を補完する作業用機器の開発、改善、普及や職業リハビリテーション技術の改善、交通手段の援助などの社会環境の整備、充実によって雇用の場の確保に努めるべきである。今後は障害者の教育と訓練の進歩とマイクロ・エレクトロニクス技術のいちじるしい発展によって障害者の職場は大きく開かれてゆくものと考えられるが、障害者の雇用対策は政府だけでなく、労使と社会全体の障害者雇用に対する理解と関心の高揚によって、幅広い分野で各種の施策が積極的に推進せらるべきである。障害者は健常者と共に社会の一員として能うかぎり参加するといふいわゆるノーマライゼーションこそ、障害者をノーマルな人びとと平等に扱うという意味のインテグレーションの思考にもつながってゆく。今後雇用に就くことの困難な障害者に対する施策を立案するに当っては、まさにこのノーマライゼーションの理念に基づいて検討せらるべきであろう。

もとより、障害者の雇用問題は障害者をとりまく総合的視野からすれば、たんに1つの側面にすぎないと思われる。しかしこの障害者雇用問題は最近のいわゆる「総合的社会政策」の視点にもつながる重要な課題であると考えられる。これからの福祉社会の活力と明るさを増大してゆくためには、障害者の雇用促進のための地味な努力の積み重ねが不可欠の条件であろう。

(ひらた とみたろう・日本社会事業大学学長)